

令和6年度

養護教諭

(解答はすべて解答用紙に記入すること)

この試験問題は持ち帰ることができます。

なお、本問題で利用した著作物は、著作権法第36条により、試験の目的上必要と認められる限度において複製したものです。

同目的以外の利用はできません。

(長野県教育委員会)

受験 番号					氏 名	
----------	--	--	--	--	--------	--

〔問 1〕 児童生徒等の健康診断に関する次の問いに答えなさい。

(1) 次は、児童生徒等の健康診断に係る法令の一部である。これに即して、次の ( ① ) ~ ( ⑤ ) に当てはまる適切な語句を書きなさい。

○学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）

**第2章 学校保健**

**第3節 健康診断**

（児童生徒等の健康診断）

**第13条** 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

**第14条** 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の ( ① ) を行い、又は治療を ( ② ) し、並びに運動及び ( ③ ) を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

○学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）

**第2章 健康診断**

**第2節 児童生徒等の健康診断**

（検査の項目）

**第6条** 法第13条第1項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

一～九（略）

十 尿

十一（略）

（方法及び技術的基準）

**第7条**（略）

2～6（略）

7 前条第1項第10号の尿は、尿中の<sup>たん</sup>蛋白、( ④ ) 等について ( ⑤ ) により検査する。ただし、幼稚園においては、( ④ ) の検査を除くことができる。

8（略）

(2) 次は、「学校検尿のすべて」令和2年度改訂（公益財団法人日本学校保健会）第3章 腎臓と子供の腎臓病の特徴

1. 腎臓の位置とかたち、はたらきに示されている図である。これを踏まえて ( ① ) ~ ( ④ ) に当てはまる適切な語句を書きなさい。

- (3) 次の表は、「児童生徒等の健康診断マニュアル」平成27年度改訂（公益財団法人日本学校保健会）に示されている 第2章 健康診断時に注意すべき疾病及び異常 ⑥ 内科関連 ② 腎臓関連 をまとめたものである。これを踏まえて ( ① ) ～ ( ⑧ ) に当てはまる適切な語句を書きなさい。

急性腎炎症候群	( ① ) や血尿が急に出現する腎炎を指す。症状としてはこの他、尿量の減少、頭痛、食欲不振、体のだるさなどがみられる。(略)
( ② ) 血尿症候群	学校検尿で最も多く発見される症候群で、血尿以外に症状のないものを指す。 (略) 経過観察としては3～12カ月に1回、尿検査を受けることが望ましい。
( ③ ) 症候群	腎臓から大量の蛋白尿が出て、血液中の蛋白が減り、( ① ) が出現する病態を指す。児童生徒等ではステロイドホルモンが効果的な微小変化群が多い。(略)
糖尿病	発症の原因や症状の特徴、体質との関係、発症しやすい年齢などから、二つのタイプに大別される。
( ④ ) 糖尿病	( ⑤ ) の ( ⑥ ) を産生しているβ細胞がウイルス感染や自己免疫現象などによって破壊され、( ⑥ ) 分泌能が著しく低下して起こる。(略) 治療には( ⑥ ) 注射が不可欠で、学校においてもこれらの注射が必要になる。治療中は( ⑦ ) による糖尿病性昏睡、低血糖による体調不良に気を付けねばならない。いずれも生命に関わることであり、学校における対応も必要になる。
( ⑧ ) 糖尿病	過食、運動不足などにより、( ⑥ ) は分泌されているが、( ⑦ ) 状態が続く場合を( ⑧ ) 糖尿病と呼ぶ。これらは生活習慣の変化により児童生徒等での発症が増加傾向にあり、社会問題になっている。(略)

(4)

【問2】 学校の保健教育に関する次の問いに答えなさい。

- (1) 次は、「中学校学習指導要領解説 保健体育編」(平成29年7月) 第2章 保健体育科の目標及び内容〔保健分野〕 2 内容 の一部である。これに即して、次の(①)～(⑫)に当てはまる適切な語句を、以下の【語群】から選び、記号を書きなさい。

2 内容

(1)健康な生活と疾病の予防

ア 知識

(ア)イ (略)

(ウ) 生活習慣病などの予防

⑦ 生活習慣病の予防

生活習慣病は、日常生活習慣が要因となって起こる疾病であり、適切な対策を講ずることにより予防できることを、例えば、心臓病、脳血管疾患、(①)などを適宜取り上げ理解できるようにする。

その際、運動不足、食事の量や(②)の偏り、休養や(③)の不足、喫煙、過度の飲酒などの不適切な生活行動を若い年代から続けることによって、やせや肥満などを引き起こしたり、また、心臓や脳などの血管で(④)が引き起こされたりすることや、歯肉に炎症等が起きたり歯を支える組織が損傷したりすることなど、様々な生活習慣病のリスクが高まることを理解できるようにする。

生活習慣病を予防するには、適度な運動を定期的に行うこと、毎日の食事における量や頻度、(⑤)のバランスを整えること、喫煙や過度の飲酒をしないこと、(⑥)の衛生を保つことなどの生活習慣を身に付けることが有効であることを理解できるようにする。

④ がんの予防

がんは、異常な細胞であるがん細胞が(⑦)する疾病であり、その要因には不適切な生活習慣をはじめ様々なものがあることを理解できるようにする。

また、がんの予防には、生活習慣病の予防と同様に、適切な生活習慣を身に付けることなどが有効であることを理解できるようにする。

なお、⑦、④の内容と関連させて、健康診断や(⑧)などで早期に異常を発見できることなどを取り上げ、疾病の(⑨)についても触れるように配慮するものとする。

(エ)オ (略)

(カ) 健康を守る社会の取組

(略)

また、心身の状態が不調である場合は、できるだけ早く(⑩)で受診することが重要であることを理解できるようにする。さらに、医薬品には、主作用と(⑪)があること及び、使用回数、使用時間、使用量などの(⑫)があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。

【語群】

ア	歯周病	イ	睡眠	ウ	動脈硬化	エ	PCR検査	オ	増殖	カ	口腔	キ	健康相談
ク	保健所	ケ	副作用	コ	回復	サ	高血圧	シ	糖尿病	ス	医療機関	セ	がん検診
ソ	治療	タ	使用法	チ	手指	ツ	質	テ	禁忌事項	ト	化学療法	ナ	栄養素

- (2) 世界保健機関(WHO)が1986年のオタワ憲章において提唱した、「人々が自らの健康とその決定要因(2005年バンコク憲章で下線部を追加修正)をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」を何と言うか、適切な名称を書きなさい。
- (3) 世界保健機関(WHO)において定義された「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」を何と言うか、適切な名称を書きなさい。

【問3】 脳に関わって、次の問いに答えなさい。

(1) 次は、「医療通訳カリキュラム基準（育成カリキュラム実施要領）」（厚生労働省） 人体各器官図 脳（中枢神経）・皮膚各部位 に示されている図である。次の（ア）～（カ）に当てはまる語句を書きなさい。

(2) 自律神経には、交感神経と副交感神経があり、互いにバランスを取り合いながら各器官の機能を調節しています。

次の①～⑥についてそれぞれ適切なものには○、適切でないものには×を書きなさい。

- ① 副交感神経は身体を活発に動かすときに働き、交感神経は身体を休めるときに働く。
- ② 交感神経の作用により、消化液分泌は抑制される。
- ③ 起立性調節障害は、呼吸器系の自律神経疾患である。
- ④ 副交感神経の作用により、排尿は抑制される。
- ⑤ 交感神経の作用により、心拍数は増加する。
- ⑥ 副交感神経の作用により、唾液の分泌が促進される。

(3) スポーツ外傷等の後に、脳脊髄液が漏れ出し減少することによって、起立性頭痛（立位によって増強する頭痛）などの頭痛、頸部痛、めまい、倦怠、不眠、記憶障害など様々な症状を呈する疾患名は何か、書きなさい。

(4) 単なる食行動の異常ではなく、体重に対する過度のこだわりや自己の体型評価のゆがみなど、心理的要因に基づく食行動の障害で、神経性無食欲症（拒食症）と神経性過食症（過食症）がある疾患名は何か、書きなさい。

【問4】 養護教諭の役割に関する次の問いに答えなさい。

次は、「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援 ～養護教諭の役割を中心として～」平成29年3月（文部科学省）第2章 学校における児童生徒の課題解決の基本的な進め方 ステップ2 課題の背景の把握 の内容の一部である。これに即して、次の（ア）～（キ）に当てはまる適切な語句を、以下の【語群】から選び、記号を答えなさい。

## 1 情報収集・分析

### (1)基本的な考え方

ステップ1で学校全体による継続的な（ア）が必要と判断された児童生徒について、適切な（ア）方針・（ア）方法を検討するため、課題の背景をより詳細に把握することが重要である。そのために、児童生徒に関わる学級担任や養護教諭、管理職、専門スタッフは様々な方法で情報収集に努めるとともに、その情報をそれぞれの立場から分析する。

### (2)それぞれの役割

#### ①養護教諭

養護教諭は、

- ・（イ）で得られる情報（健康観察、（イ）利用状況、健康相談結果、当該児童生徒の（ウ）や家庭での食事状況などの心身の健康に関する調査結果など）を整理する。
- ・学級担任や保護者から、（エ）や家庭の経済状況、教職員との関係、学習状況などの様々な情報を収集する。
- ・必要に応じ、関係機関等からも情報収集を行う。
- ・収集・整理した情報を基に、（オ）を生かしながら、課題の背景について分析を行う。

(略)

## 2 校内委員会における（カ）

### (1)基本的な考え方

当該児童生徒の健康課題について（カ）するため、管理職や学級担任、養護教諭等の関係教職員等が参加する校内委員会（既に学校に組織されている場合は、既存の組織を活用）を開催する。

校内委員会においては、（キ）のリーダーシップの下、教職員等が収集・分析した児童生徒に係る情報を集約し、児童生徒の健康課題の背景を正確に把握する。

児童生徒の健康課題の背景を踏まえて、次の方向性を校内委員会において検討する。

### (2)それぞれの役割

#### ①養護教諭

養護教諭は、

- ・校内委員会に参加し、疑問点等については必要に応じ発言し、確認する。
- ・児童生徒の健康課題の背景について組織で把握する際、養護教諭の（オ）を生かし、的確に意見を述べる。
- ・分析をした結果を校内委員会でわかりやすく報告する。（出席状況や保健室利用状況などをグラフに表すなどの工夫をする）

(略)

## 【語群】

- |        |       |        |                |        |          |      |
|--------|-------|--------|----------------|--------|----------|------|
| a 点検   | b 相談室 | c 専門性  | d カリキュラムマネジメント | e 校長   | f 成績     |      |
| g 生活時間 | h 保健室 | i 保健主事 | j 直感           | k 友人関係 | l アセスメント | m 支援 |

【問5】 特別な支援を要する児童生徒等に対する学校保健について次の問いに答えなさい。

- (1) 次は、「就学時の健康診断マニュアル」平成29年度改訂（公益財団法人日本学校保健会） 1 就学時の健康診断の実施  
 (5) 方法及び技術的基準 サ その他の疾病及び異常 (イ)検査の実際 の内容の一部である。これに即して、次の  
 ( ① ) ~ ( ⑤ ) に当てはまる適切な語句を、以下の【語群】から選び、記号を書きなさい。

(イ) 検査の実際

検査の方法 (略)	
判断のポイント	<p>知的障害の疑いのある者を ( ① ) する際は、「こんにちは」「さようなら」など簡単な挨拶に答えたり、返事をしたりする、自分の ( ② ) が言えたり、自分の性別がわかる、「お湯は熱いでしょう。水は？」などの質問に答える、「字を書くときに使うものは？」などの質問に、鉛筆の絵を指さす、3～5程度の具体物を数える、簡単な運動をする、簡単なゲームをするなど、おおよそ4歳児の多くが通過していることのできないものがあるか、または、多くの援助が必要であることを第一次的な ( ③ ) とする。また、( ④ )、集団生活などの状態を把握し、教育相談・( ⑤ )が必要であるかどうかを判断する。</p> <p>(略)</p>

【語群】

- |        |         |           |      |        |        |
|--------|---------|-----------|------|--------|--------|
| a 点検   | b 衣服の着脱 | c 名前      | d 診断 | e 就学支援 | f 入学試験 |
| g 判断基準 | h 年齢    | i スクリーニング | j 症状 |        |        |

- (2) 次は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月23日（文部科学省 初等中等教育分科会）1. 共生社会の形成に向けて (1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築 2 「インクルーシブ教育システム」の定義 の内容の一部である。これに即して、次の ( a ) ~ ( e ) に当てはまる語句の組合せとして最も適するものを下のア～カの中から1つ選び、記号を書きなさい。

<p>○障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system, 署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の ( a ) の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が ( b ) 仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から ( c ) こと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「( d )」が提供される等が必要とされている。</p> <p>(略)</p> <p>○インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で ( b ) ことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な ( e )」を用意しておくことが必要である。</p>
---

- |   |       |        |          |         |        |
|---|-------|--------|----------|---------|--------|
| ア | a 多様性 | b 共に学ぶ | c 排除される  | d 支援計画  | e 遊びの場 |
| イ | a 多様性 | b 協働する | c 否定されない | d 合理的配慮 | e 遊びの場 |
| ウ | a 個性  | b 共に学ぶ | c 排除されない | d 合理的配慮 | e 学びの場 |
| エ | a 画一性 | b 共に学ぶ | c 阻害されない | d 支援計画  | e 学びの場 |
| オ | a 多様性 | b 共に学ぶ | c 排除されない | d 合理的配慮 | e 学びの場 |
| カ | a 画一性 | b 協働する | c 阻害される  | d 合理的配慮 | e 学びの場 |

(3) 次は、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」平成29年3月（文部科学省）第3部 学校用 通級担当教員，特別支援学級担任及び養護教諭用 に示されている内容の一部である。これに即して，次の（①）～（⑧）に当てはまる適切な語句を，以下の【語群】から選び，記号を書きなさい。

○通級担当教員，特別支援学級担任及び養護教諭用

(略)

1. 2. (略)

3. 養護教諭の役割

養護教諭は，各学校の特別支援教育の校内体制の中で，児童等の心身の健康課題を把握し，児童等への指導及び保護者への助言を行うなど，重要な役割を担います。

(1) 児童等の健康相談等を行う専門家としての役割

養護教諭は，（①）や保健調査及び健康診断結果等から一人一人の健康状態を把握しています。また，児童等が保健室に来室した際の何気ない会話や悩み相談等から，児童等を取り巻く日々の生活状況，他の児童等との関わり等に関する情報を得やすい立場にあります。

養護教諭は，障害のある児童等に対しては，（②）を念頭に置き，（③）に話を聞ける状況を活用しつつ，児童等に（④）対応や支援を行うことが重要になります。

また，児童等から収集した情報については，必要に応じて各学級の担任や他の関係する教職員と共有することが大切です。

(2) (略)

(3) 教育上特別の支援を必要とする児童等に配慮した健康診断及び保健指導の実施

養護教諭は，教育上特別の支援を必要とする児童等に配慮した健康診断及び保健指導を実施する必要があります。

健康診断における困難さとして，例えば，LD（（⑤））があり，（⑥）方式の視力検査が苦手だったり，ADHD（（⑦））があり，聴力検査や心電図検査が円滑にできなかったりすることが挙げられます。

こうした児童等が在籍する場合は，あらかじめ校内委員会等において，健康診断及び保健指導の計画の立案等を積極的に行い，方針を決めた上で，事前に（⑧）と相談を行いつつ，健康診断を実施することが重要です。

健康診断と保健指導をきっかけに，（⑧）との連携を深めることもできます。

(4) (略)

【語群】

ア 学習障害	イ 日々の健康観察	ウ 個別	エ 保護者	オ ランドルト環
カ 寄り添った	キ 注意欠陥多動性障害	ク 医療機関	ケ 特別支援教育	コ 単独絵指標
サ 自閉症	シ 広汎性発達障害	ス 日記	セ 適切な	ソ 不登校
タ 緊急	チ 支援者			